

滋賀県看護職員修学資金貸与制度 連帯保証人についての重要なご説明

本制度の申請にあたり、連帯保証人を必ず2名立てていただく必要があります。

連帯保証人となられる方は、以下に記載する制度概要や連帯保証人の性質をご理解いただいた上で貸与申請書にご署名いただきますようお願いいたします。

■滋賀県看護職員修学資金貸与制度について

滋賀県内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付制度ですので、^(※)返還免除の条件を満たさない場合は貸し付けた金額を返還していただきます。

※卒業後、引き続き5年間免除対象の施設（特定施設）で就業することが返還免除の条件です。養成施設を退学したとき、免許の資格試験に不合格となったとき、免除条件を満たす前に特定施設において業務に従事しなくなったときに返還が生じます。

■連帯保証人とは

連帯保証人とは、貸与を受ける者（被貸与者）が負担する債務について、被貸与者と連帯して同じ責任を負っていただく保証人のことで、以下の（1）～（3）の性質があります。

- （1）「催告の抗弁権」がない…「まず先に被貸与者から請求してください」と主張することはできません。
- （2）「検索の抗弁権」がない…債務を返済できるだけの資力が被貸与者にあることを連帯保証人が立証しても、「被貸与者の財産から取り立ててください」と主張することはできません。
- （3）「分別の利益」がない…「連帯保証人の人数均等割りで返済します」と主張することはできません。

例えば、被貸与者が100万円の貸与を受けた場合、連帯保証人の人数によらず連帯保証人はそれぞれ100万円の保証債務を負うこととなります。

被貸与者が卒業後に返還免除の通知を受けるまで、あるいは返還が終了するまで責任を負いますので、被貸与者が債務を返済しない場合、連帯保証人は被貸与者の代わりに債務を返済する義務を負うことになります。

■貸与額・返還額について

貸与金額（月額）は以下のとおりであり、1年単位の申請となります。（次年度も貸与を希望される場合は継続申請が必要となり、連帯保証人の方へも再度署名をいただきます。）

養成課程	国公立	私立
保健師 助産師 看護師	32,000円/月	36,000円/月
准看護師	15,000円/月	21,000円/月

- ・返還期間は貸与を受けた期間と同じ期間以内に返還しなければなりません。
- ・修学資金は無利子ですが、県の指定する納入期限までに納付しなかった場合は延滞金（年率14.5%）が発生し、延滞金も連帯保証人が返済しなければならない金額に含まれます。